

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年10月8日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第 2500287 号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第 2500009 号

第1 結論

平成元年*月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成元年*月

私は、短期大学に在籍中の平成元年*月に 20 歳になったので、母親が同年*月に A 市役所又は社会保険事務所(当時)の窓口で私の国民年金の加入手続を行ったと思う。請求期間の国民年金保険料については、私が平成元年*月末に B 郵便局の窓口で、納付書に現金を添えて納付した。

請求期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、自身が 20 歳になった平成元年*月に、母親が A 市役所又は社会保険事務所の窓口で請求者の国民年金の加入手続を行ったと思う旨主張しているが、母親は、請求者の国民年金の加入手続を行ったか覚えておらず、請求者及び母親は、請求期間に係る国民年金の資格喪失手続をした覚えはないとしていることから、請求者の請求期間に係る加入手続及び資格喪失手続の状況が不明である。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料を B 郵便局の窓口で納付したと主張しているが、同郵便局は、当該期間に係る国民年金保険料が納付されたことを確認できる資料(納付書等の金融機関控え)は保存期間経過のため保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、A 市は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について確認できる資料は保存期間満了のため保管していないと回答している。

加えて、請求者は、請求期間当時、短期大学生だったと陳述しており、国民年金に加入するには、制度上、任意加入することになるが、オンライン記録において、請求者が短期大学を卒業後初めて厚生年金保険に加入した平成元年*月*日より前に国民年金被保険者資格を取得

した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、納付書は発行されず、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者が当該期間後にC市で払い出された国民年金手帳記号番号（＊）のほかに、請求期間当時に住民登録していたA市において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2500191 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 2500013 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所 (現在は、B事業所 (以下「請求対象事業所」という。))
における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 57 年 6 月 26 日から昭和 58 年 4 月 1 日まで

請求対象事業所で勤務していた職員が3か月の産休を取得することになり、私は、その代替職員として採用され、昭和 57 年 6 月 26 日よりC職として勤務を開始し、その3か月後にそのまま雇用が継続されることになり、6年間にわたりD職員として勤務した後、E職員として採用され、計26年間にわたり同事業所で勤務した。

請求期間においては、厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料も控除されていたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主の回答、事業主から提出された人事記録 (写) 及び請求者から提出された人事異動通知書 (写) により、請求者は、請求期間において請求対象事業所で勤務していたことが認められる。

しかしながら、事業主は、請求者に係る賃金台帳を保管しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除したか否かについては不明であり、非常勤職員の請求期間当時に係る厚生年金保険への加入の取扱いについても、資料がないため不明である旨回答している。

また、請求対象事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、請求者が同僚として名前を挙げた者を含む18名に照会し、15名から回答を得たものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除が確認又は推認できるような回答及び資料を得ることはできなかった上、請求者と同じD職員であったとする1名を含む複数の者は、入職後すぐに厚生年金保険に加入していなかった旨回答及び陳述していることから、同事業所では、必ずしも全

ての職員を入職と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求対象事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和 58 年 4 月 1 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、請求期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。